

事 務 連 絡

令和元年10月18日

各都道府県教育委員会施設担当課
各指定都市教育委員会施設担当課
各都道府県私立学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課 御中
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

既存学校施設の維持管理について

学校施設の適切な維持管理については、「既存学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（令和元年5月21日付け元文科施第33号）等において要請してきたところです。また、引き違い窓については、「既存学校施設の維持管理について」（平成22年8月16日付け事務連絡）等においても適切な維持管理に努めるようお願いしております。

しかしながら、去る10月9日に長崎県大村市内の小学校において、校舎1階の引き違い窓の障子が開閉時に落下し、児童が負傷する事故が発生しました。（別紙参照）

については、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」等を参考として点検を行い、窓に動きにくさ、変形、腐食及びガタつき等の異常が見受けられる場合は、無理な開閉操作により障子ごと落下する恐れがあるため、専門家に相談するなど適切な対応をお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県におかれては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して周知するようお願いします。

<参考>

◇「子供たちの安全を守るためにー学校設置者のための維持管理手引ー」
(平成 28 年 3 月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/_icsFiles/afieldfile/2017/06/14/1369016_01_1.pdf

…建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等

◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成 27 年 3 月）

◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）」（平成 31 年 3 月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

…学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等

【本件問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
環境施設企画係 田中

電話：03-5253-4111（内線 2288）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

長崎県大村市立の小学校における窓の障子の落下事故について

1. 事故の経緯

令和元年10月9日(水)の14時20分頃、大村市立の小学校において、校舎1階の開けられていた引き違い窓を閉めようとした際に、窓の障子が外側に落下。

2. 事故の状況

○事故が発生した校舎は、教室棟(RC造3階建)昭和47年完成。

○落下した窓の障子(高さ60cm・長さ90cm・約5.2kg)は、当該校舎の外側にいた児童の背中に当たり、腰椎横突起骨折の疑いと診断された。なお、安静な状態での歩行は可能な状況である。

3. 推測される事故原因(大村市教育委員会の見解)

戸車の車軸の錆により戸車が回転せず、スムーズに開閉できない状態で、何らかの原因で障子が浮き、レールから外れたと推測される。

4. 大村市教育委員会の対応

当該窓について、開閉禁止にするとともに、他に同様の窓がないか点検を行った。なお、市内の全小中学校についても、点検を実施し、必要な修繕等を行う。



障子の落下箇所(修繕後)

写

元文科施第 33 号

令和元年 5 月 21 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

平井 明 成



既存学校施設の維持管理の徹底について（通知）

学校の設置者は、当該学校施設について、建築基準法及び学校保健安全法等の関係法令等に基づき、点検を実施するとともに、常時適法な状態に維持することが求められております。（別紙 1 参照）

文部科学省では、これまでも「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（平成 27 年 10 月 30 日付け 27 文科施第 375 号）等により学校施設の維持管理の徹底をお願いし、具体的な点検方法については「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」等を参考として実施するようお願いしてきたところです。

また、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）においては、災害時に落下・倒壊等により人命に関わる重大な被害が懸念される外壁、天井等について、緊急対策期間を 2020 年度までとし、緊急点検及び緊急対策を実施することとしております。

しかしながら、去る 5 月 12 日に京都府木津川市立木津小学校において外壁の下端のモルタルの一部が落下する事故が、5 月 13 日に香川県坂出市立白峰中学校において天井裏のコンクリート片が落下する事故が発生しました。（別紙 2 参照）

このような事故が断続的に発生していることも踏まえ（別紙 3 参照）、各学校設置者におかれては、点検の実施状況及び点検結果を改めて確認の上、必要に応じて適切な対応をお願いします。

特に、昨今発生した外壁の下端、庇、軒裏、室内外（廊下を含む）の天井及び天井裏の见えない部分など、モルタルやコンクリートの落下等により重大な被害が懸念される箇所については、専門家にも相談の上、適切に対応するようお願いします。

また、点検の結果、是正が必要と判断されたものの、いまだ是正されていない箇所については、応急的な安全対策を行うとともに、国の補助金等の活用も検討しつつ、速やかに必要な対策を講じるようお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県におかれては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して周知するようお願いします。

<参考>

- ◇「子供たちの安全を守るために－学校設置者のための維持管理手引－」
(平成28年3月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/_icsFiles/afieldfile/2017/06/14/1369016_01_1.pdf

…建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等

- ◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年3月）

- ◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）」（平成31年3月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

…学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等

【本件問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
環境施設企画係 田中

電話：03-5253-4111（内線2288）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp



事 務 連 絡
平成 22 年 8 月 16 日

各都道府県私立学校施設主管課長
各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各国公私立大学施設担当部課長 殿
各国公私立高等専門学校施設担当課長
各学校設置会社の学校担当事務局長
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
長 坂 潤 一

既存学校施設の維持管理について

平成 21 年 12 月から平成 22 年 6 月に、福岡市立の複数の中学校において、校舎及び屋内運動場の窓の障子が落下する事故が発生しました。

当該事故は、窓の枠等に取り付けられている障子の外れ止め部品が、外れや欠損により本来の機能を果たすことができなかったことなどが原因の一つとして推測されます。(別紙参照)

このように、引き違い窓等は障子の外れ止め部品が正常に機能していない場合や無理な開閉操作により、障子が落下する恐れがあり、落下地点に児童生徒がいた場合は重大な事故となる可能性があります。外れ止め部品が確実に取り付けられているか、また正常な状態として機能しているか(外れ止め部品の変形・破損・欠落等がないか)などの観点から点検を行い、適切な維持管理に努めるようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会施設主管課においては、域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校施設主管課においては、所管の私立学校等に対してもその趣旨を徹底させるようお取り計らい願います。

<本件に関する問い合わせ先>
文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課防災推進室防災推進係
TEL : 03-5253-4111 (内線2235、3184)

福岡市立の中学校における窓の障子の落下事故について

事故の概要

- ・平成21年12月から平成22年6月に、福岡市立の複数の中学校において、校舎及び屋内運動場の窓の障子が落下する事故が4件発生。(3件は建物の外部側に落下し、1件は室内側に倒れて落下。)
- ・4件の事故のうち、生徒1名が建物の内側(教室)に倒れた障子により頭部を打撲。

<事故1>

- ・発生日等：平成21年12月15日／校舎3階
- ・被害：負傷者なし。当該窓の直下に駐車していた乗用自動車に損傷。
- ・建設年：昭和53年3月
- ・推測される一原因：上框に内蔵された障子の外れ止め部品のはずれ。



(左・上) 障子の落下箇所



(右) 落下した障子

<事故2>

- ・発生日等：平成22年2月25日／屋内運動場(2階部分)
- ・被害：負傷者なし。物的被害なし。
- ・建設年：昭和62年3月
- ・推測される一原因：戸車の劣化。(戸車のすり減りにより障子と枠の隙間が拡大。)



障子の落下箇所



落下して破損した障子

<事故 3>

- ・発生日等：平成 22 年 3 月 15 日／校舎 3 階
- ・被害：生徒 1 名が室内側に倒れた障子により頭部打撲。物的被害なし。
- ・建設年：平成 8 年 3 月
- ・推測される一原因：窓の枠に取り付けられていた外れ止め部品の欠損。



落下した障子のはまっていた
窓枠の外れ止め部品
(経年劣化が原因と考えられる欠損)

<事故 4>

- ・発生日等：平成 22 年 6 月 13 日／屋内運動場（1 階部分）
- ・被害：負傷者なし。物的被害なし。
- ・建設年：昭和 53 年 3 月
- ・推測される一原因：外れ止め部品の移動。(正常な位置に固定されていなかった。)



障子の落下箇所



外れ止め部品（障子落下時）



落下した障子



(参考) 外れ止め部品（正常な位置）



一般的な外部窓サッシの構造
(メーカーにより仕様は異なる)

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」

（平成 27 年 3 月改訂版）（抜粋）

< 58 ページ >

②開閉窓／引き違い窓

点検方法	点検の種類	
触診	耐震性	劣化

窓に動きにくさ、変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。

■ 解 説

- 引き違い窓は、障子の外れ止め部品や戸車部品が変形、破損している場合や無理な開閉操作により、障子ごと落下する可能性がある。
- 外れ止め部品は誤って操作されないように見えにくい部分に取り付けられていることが多く、また、戸車部品も障子の下部にあるため不具合の発見が難しい。また、障子を持ち上げるような無理な操作は障子の落下の原因になるため、開閉時に異常があれば無理に開閉せず、専門家に相談する。
- 引違い窓以外の開閉窓（すべり出し窓など）でも同様の可能性があるため、注意が必要である。
- 窓の閉鎖時にクレセントをかけることにより、地震時の脱落の危険性が低下すると考えられている。
- 開閉時に異常がある場合は無理に開閉せず、専門家に相談し、必要に応じて改修する。

参考文献 【H14報告書】

参考トピック

平成 21 年 12 月から 22 年 6 月にかけて、複数の学校において窓の障子が落下する事故が発生したことを受けて、文部科学省では窓枠等に取り付けられている障子の外れ止め部品が確実に取り付けられているか、正常な状態として機能しているかなどの観点から点検し、適切な維持管理に努めるよう周知している。（「既存学校施設の維持管理について」平成 22 年 8 月 16 日付事務連絡）